

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和8年3月26日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和7年3月14日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(7) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）<u>第1条第21号で定める海外子会社経由取引のうち、同条第20号ロで定める者を輸出契約等の相手方とするものについて、販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約を締結する場合は、</u>特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1(4)①から③までのすべてに該当するものも同様とする。ただし、<u>既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下①から③までのすべてを同じくする対象契約については、</u>内諾書を発行したものとみなす。</p> <p>① 対象契約の相手方及び支払人 ② <u>仕向国及び支払国（仕向国及び支払国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による）</u> ③ 決済条件</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(7) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）<u>第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、</u>特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1(4)①から③までのすべてに該当するものも同様とする。ただし、<u>以下①又は②に該当する対象契約については、</u>内諾書を発行したものとみなす。</p> <p>① <u>運用規程第22条又は第24条に該当する対象契約</u> ② <u>運用規程第23条に該当する対象契約のうち、既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下イからハまでのすべてを同じくする対象契約</u></p> <p>イ 対象契約の相手方及び支払人 ロ 支払国、仕向国及び子会社の所在国 ハ 決済条件</p>	

<p>(8) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する（<u>③で定める対象契約については、ストックセールス及び海外子会社経由取引に係る貿易一般保険包括保険追加特約書（令和8年3月24日 26 - 制度 - 00036）が適用される場合に限り、④で定める対象契約については、同追加特約書が適用され、且つ対象契約の相手方である海外子会社について同追加特約書で定める申告書が提出される場合に限り、保険契約を締結する。）</u>。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1（1）（決済方式を問わない。）又は2に該当する対象契約</p> <p>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける対象契約</p> <p><u>③ 運用規程第1条第19号で定めるストックセールスに係る対象契約</u></p> <p><u>④ 運用規程第1条第21号で定める海外子会社経由取引のうち、同条第20号イで定める者を輸出契約等の相手方とするものに係る対象契約（販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約の締結を希望する場合に限る。）</u></p> <p><u>⑤ 運用規程第1条第22号で定める海外支店名義契約に係る対象契約</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① 契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1（1）（決済方式を問わない。）又は2に該当する対象契約</p> <p>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける対象契約</p>	
<p>附 則 [抄] 附 則 [令和8年3月26日] この改正は、<u>令和8年10月1日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [令和7年3月14日] この改正は、令和<u>7年4月1日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙2] 仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>2 対象契約の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>① 対象契約の相手方が所在する国</p> <p>② 対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国</p>	<p>[別紙2] 仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>2 対象契約の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>① 対象契約の相手方が所在する国</p> <p>② 対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国</p>	

<p>③ <u>運用規程第1条第21号で定める海外子会社経由取引について、販売契約等の相手方及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約を締結する場合は、海外子会社が所在する国及び販売契約等の支払人が所在する国</u></p>		
--	--	--